

農業委員会だより (第 11 号) 平成 23 年 7 月発行

発行：天塩町農業委員会 編集：天塩町農業委員会事務局（天塩町役場内）新栄通 8 丁目 電話／Fax：01632-2-3708

○ 賃借料情報の提供

農地法第 5 2 条においては、農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の借賃等の動向を調査、整理、分析を行い、その結果の提供を行うという規定が設けられているところです。

このことから、今回は、平成 22 年度において賃借の許可が出ている案件より集計した賃借の状況を地域の皆様方に提供することとしたところです。

参考：農地法第 5 2 条（情報の提供等）

農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

1 賃借料一覧

地区名	データ数	最大値	平均値	最小値	備 考
サラキシ	筆 47	円／10a 3, 150	円／10a 2, 357	円／10a 1, 160	
川口	43	2, 990	1, 839	829	
下サロベツ	9	2, 296	2, 192	2, 139	
ウブシ	39	2, 500	2, 348	1, 202	
オヌプナイ	119	2, 073	1, 224	476	

2 賃借料の状況図

